

平成30年3月7日  
交 通 局

## 職員の懲戒処分について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1 荒川線における規程違反行為

##### (1) 懲戒処分の内容等

###### ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	45	男性	戒告

###### イ 管理監督者

参事 文書注意

##### (2) 事故の概要

平成29年10月21日、22時52分頃、事故者は、都電荒川線を運行中、学習院下停留場～鬼子母神前停留場間において、乗務の際に携行している手帳を開き、前方注視を怠る等の規程違反行為を行った。

#### 2 酒気帯び出勤

##### (1) 懲戒処分の内容等

###### 事故者

事故発生日	職層	年齢	性別	内容
平成29年 4月 5日	主事	54	男性	戒告
平成29年12月 8日	主事	46	男性	戒告
平成29年12月28日	主事	55	男性	戒告
平成30年 1月18日	主事	58	男性	停職3日間

##### (2) 事故の概要

いずれの事故者も、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際、呼気中に内規の基準を超えるアルコール反応が検知され、乗務禁止措置を受けた。